

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）【本則第一条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令</p> <p>（政令で定める物質等）</p> <p>第一条 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第二條第一項の政令で定める物質は、別表第一の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 法第二條第二項の政令で定める物質は、別表第二の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 法第二條第三項の特定物質等の種類は、特定物質については別表第一の上欄に、特定物質代替物質（法第二條第二項に規定する特定物質代替物質をいう。以下同じ。）については別表第二の上欄に掲げるとおりとする。</p> <p>4 法第二條第四項第一号の政令で定めるオゾン破壊係数は、別表第一の中欄に掲げる特定物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>5 法第二條第四項第二号の政令で定める地球温暖化係数は、別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（政令で定める一定数量以下の特定物質等）</p>	<p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令</p> <p>（特定物質等）</p> <p>第一条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「法」という。）第二條第一項の特定物質は、別表の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二條第二項の特定物質の種類は、別表の上欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 法第二條第三項の政令で定めるオゾン破壊係数は、別表の中欄に掲げる特定物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（政令で定める一定数量以下の特定物質）</p>

第二条 法第四条第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質等は、次に掲げる特定物質等の種類の区分ごとに、当該区分に属する特定物質等の数量の合計が一規制年度につき一キログラム以下の当該区分に属する特定物質等とする。

- 一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書CのグループI
- 二 議定書附属書FのグループI及びグループII

（法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途）  
第三条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質等は臭化メチルとし、同項の政令で定める用途は貨物の輸出入に際して行う検疫とする。

（製造数量の確認を受けたものとみなされる場合）  
第四条 （略）

（農林水産大臣との協議を要する特定物質）  
第五条 （略）

第二条 法第四条第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書CのグループIに属する特定物質の数量の合計が一規制年度につき一キログラム以下の当該種類に属する特定物質とする。

- （新設）
- （新設）

（指定特定物質及び特定用途）  
第三条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質は臭化メチルとし、同項の政令で定める用途は貨物の輸出入に際して行う検疫とする。

（製造数量の確認を受けたものとみなされる場合）  
第四条 法第十三条第三項の政令で定める場合は、その製造する検疫用臭化メチルくん蒸剤について農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の登録を受けた臭化メチルの製造業者が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合とする。

（農林水産大臣との協議を要する特定物質）  
第五条 法第二十八条の二第一項第一号の政令で定める特定物質は、臭化メチルとする。

附 則

(法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途に関する暫定措置)

3 平成三十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタンについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）とする。」とする。

別表第一（第一条関係）（略）

別表第二（第一条関係）

附 則

(指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置)

3 平成三十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表一の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表一の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロロメタンについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）とする。」とする。

別表（第一条関係）（略）

(新設)

特定物質代替物質の種類	一 議定書附属書FのグループI
特定物質代替物質	<p>(一) 一・一・二・二 一テトラフルオロエタン(別名HFC—一三四)</p> <p>(二) 一・一・一・二 一テトラフルオロエタン(別名HFC—一三四)</p> <p>(三) 一・一・二・一 リフルオロエタン(別名HFC—一四三)</p> <p>(四) 一・一・一・三 一・三・一ペンタフルオロプロパン(別名HFC—二四五)</p> <p>(五) 一・一・一・三 一・三・一ペンタフルオロブタン(別名HFC—三六五)</p> <p>f c)</p>
地球温暖化係数	<p>一、一〇〇</p> <p>一、四三〇</p> <p>三五三</p> <p>一、〇三〇</p> <p>七九四</p>

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

(六)	一・一・一・二 ・三・三・三―ヘ ブタフルオロプロ パン(別名HFC ―二三七e a)	三、 二二〇
(七)	一・一・一・二 ・二・三―ヘキサ フルオロプロパン (別名HFC―二 三六c b)	一、 三四〇
(八)	一・一・一・二 ・三・三―ヘキサ フルオロプロパン (別名HFC―二 三六e a)	一、 三七〇
(九)	一・一・一・三 ・三・三―ヘキサ フルオロプロパン (別名HFC―二 三六f a)	九、 八一〇
(一〇)	一・一・二・ 二・三―ペンタフ ルオロプロパン(別 名HFC―二四 五c a)	六 九三
(一一)	一・一・一・一	一、 六四〇

二・三・四・四・ 五・五・五―デカ フルオロペンタン (別名HFC―四 三―一〇mee)	六七五
(二二) ジフルオロメ タン (別名HFC ―三三)	
(二三) 一・一・一・ 二・二―ペンタフ ルオロエタン (別 名HFC―一二五)	三、五〇〇
(二四) 一・一・一― トリフルオロエタ ン (別名HFC― 一四三a)	四、四七〇
(二五) フルオロメタ ン (別名HFC― 四二)	九二
(二六) 一・二―ジフ ルオロエタン (別 名HFC―一五二)	五三
(二七) 一・一―ジフ ルオロエタン (別	一二四

二 議定書附 属書Fのグ ループII	
トリフルオロメタン(H FC—二三)	a) 名HFC—一五二
一四、八〇〇	

(新設)	
(新設)	
(新設)	